

緑の保全・回復

～残された緑の保全と緑化の推進～

【重点分野の目標の達成状況】

■市域面積の30%に相当する緑の確保

300㎡以上のまとまりのある樹林地、農地、河川等、運河で市域の約26%（2006年調査）。

・樹林地【目標値：400ha】

2008年度末の市域における法律、条例等の施策により保全されている樹林地は、前年に比べ16.2ha増加し、202.7haになりました。

・農地【目標値：500ha】

2009年1月1日現在の農地面積は、前年より9.2ha減少し、641.4haとなりました。

・公園緑地【目標値：1,000ha】

2008年度末の市域における公園緑地は、前年に比べ18か所増加し、679.81haになりました。

（1,151か所、市民1人当たり4.86㎡）

本市では、1995年10月に策定した「川崎市緑の基本計画」に基づき、緑の保全及び緑化の推進に係る施策を展開しています。また、「川崎市緑の基本計画」では、市民との協働による緑の保全・創出・育成を重要な施策と位置づけ、人材の育成や市民活動の支援などの取り組みを進めています。その結果、緑の活動団体、街路樹等愛護会、公園管理運営協議会の発足などの促進により、多くの市民による緑の地域活動が行われています。

なお、「川崎市緑の基本計画」は2008年3月に改定し、新たな将来像と、その将来像を実現するための5つの基本方針、50の基本施策、132の主な取り組みを掲げ、様々な主体との協働により緑の保全、創出、育成を進めています。

●樹林地の保全●

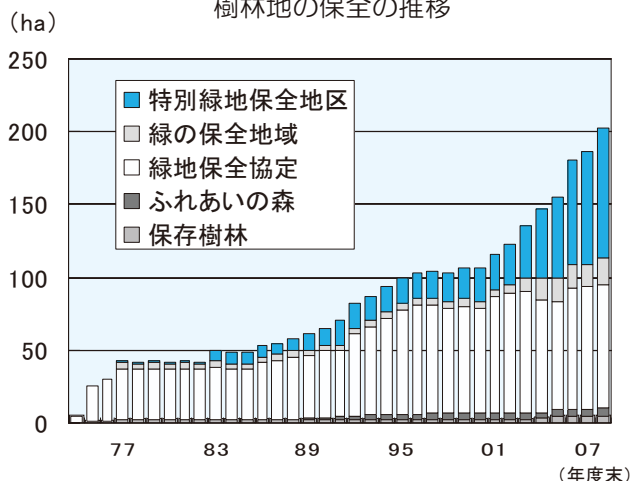
▼特別緑地保全地区、緑の保全地域の指定

市内に残る緑を守るため、神社や寺院などの建物と一体となっている樹林地や風致や景観に優れている緑地などを、「特別緑地保全地区」として都市計画に定め、恒久的な緑地の保全に努めています。現在は54か所、約89.4ha指定しています。

また、その他豊かな林相、水辺地などと一体となって良好な緑を形成している緑地を条例により「緑の保全地域」として指定しており、新たに2か所、約3.2haを指定し、現在19か所、約18.2haとなっています。

緑地保全協定は、2008年度4件の締結があったため、134件、約85.21haが保全されています。

樹林地の保全の推移



●公園緑地の整備●

公園緑地は、都市における緑のオープンスペースの中核をなすものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や災害時の避難場所・救援活動の拠点、地球温暖化対策、市民活動拠点、環境学習の場など重要な役割を担っております。こうしたことから大規模公園緑地の整備や生活空間における身近な公園の確保など、多様な顔を持った公園緑地の整備を推進します。

●都市緑化の多様な展開●

緑豊かなまちづくりには、市はもとより、市民、事業者の皆さんによる総ぐるみの緑化推進が必要です。そのため、本市では「花の街かど景観事業」、「かわさきガーデナー認定試験」、「屋上緑化等助成制度」などの普及啓発事業を通じて、市民一人ひとりの緑化意識の高揚に努めています。また、市民の協力と自主的な緑化活動を進めるため、「花と緑のまちづくり講座」や「里山ボランティア育成講座」などの講座を開催し、人材の育成に取り組んでいます。その結果、緑の活動団体、街路樹等愛護会、公園管理運営協議会の発足などの促進により、多くの市民による緑の地域活動が行われています。

公園緑地面積の推移

